

移住と起業を応援します!

信州・小川村

# いなか暮らし体験ツアー

りんご・大豆 味覚の秋 収穫体験

2018 **11/23祝** **24土**

ツアー  
参加者募集

移住先人気No.1のNAGANO

新幹線長野駅から車で40分 白馬にも近い信州・小川村は  
憧れの田舎暮らしを実現できる最高のロケーションです



## ■内容/行程

- ・「りんご」収穫体験
  - ・星ふる里で「田舎の秋の味覚」
  - ・名物「おやき」づくり体験 (ほか)
- 空き家巡り & 先輩起業家・移住者との交流

詳しくは、小川村「おやき研究所」WEBサイトをご覧ください  
<http://ogawamura.jp>

- 宿泊 **1泊2日** [村内宿泊施設を予定]
- 集合 長野駅東口ユメリアパーク  
[集合 23日(祝・金)11時/解散 24日(土)13時予定]
- お代金 **5,000円** (税込) 予定 [当日現金集金]
- 募集人数 16名
- 申込〆切 11月15日(木)

※内容は天候などの理由により変更の可能性があります



お問い合わせ 長野県小川村総合戦略推進室 (竹村/横矢)  
TEL:026-269-2323 mail:kizai@vill.ogawa.nagano.jp

主催/㈲高府自動車 協力/小川村 SBC信越放送 信州田舎暮らし(株) 企画/おやき研究所



# 信州・小川村 移住交流体験ツアー 《参加申込書》

FAX : 026-269-2231 (有限会社 高府自動車宛)

申込期限 2018年11月15日(木)

※ただし、締切日前に定員に達した場合、その時点で受付終了となります。

## 有限会社 高府自動車 御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で送達・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。(5名様以上の場合はお手数ですがコピーしてご利用ください。)  
※受付後のご案内等は、原則代表の方へのみお送りいたします。

## 【申込方法】

- ①申込欄にご記入の上、左記へ送付ください。
- ②御代金は当日集金致します。

## 【ご案内】※必ずお読みください

最少催行人数に達せず、ツアーを中止する場合、既にお申込みのお客様へは締切日以降、速やかにご連絡いたします。

代表者に○	フリガナ 氏名	年齢	住所	電話番号
①		〒		
②		オ		
③		〒		
④		オ		

## 【備考欄】

計名

## 旅行企画・実施・お申込先

TEL 026-269-2232  
FAX 026-269-2231  
E-mail takafu-j@peach.plala.or.jp  
担当: 佐藤

## 有限会社 高府自動車

長野県知事登録旅行業第2-487号/全国旅行業協会会員  
〒381-3302 長野県上水内郡小川村大字高府2848-1

営業日・営業時間 月～金曜 09:00～17:45(土・祝日休)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

《企画・協力》小川村、SBC信越放送、信州田舎暮らし株式会社

## ご旅行条件書(国内旅行)

■お申し込み  
(1)申込書に必要事項を記入の上、お送りください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「解約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。  
(3)a.旅行開始日に15歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために譲じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。  
(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(申込金)等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様と旅行条件  
①当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(申込金)等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込み原し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。  
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。  
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日とさせていただきます。

■旅行代金・追加旅行代金  
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①個人部追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日発表  
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日発表表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお聞いただければ手配状況について説明いたします。

■旅行契約の取消・代金の変更  
(1)当社は天災地変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画による運送サービスの提供その他のお客様の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)お客様がお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたこと旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)  
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

取消料の支払時期	旅行代金の%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日目から前々々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならぬ理由等によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

③取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)  
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日発表表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除  
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)  
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかつたとき、この場合旅行開始日の前日より起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当日より前日に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
②旅行代金を前日までににお支払いいただけないとき  
③申込条件の不適合  
④病災、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任  
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、暴動、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を受けたとき。

■特別賠償  
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業特別賠償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一員又は一対一についての補償限度額は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について賠償金が支払われない旨を明示した場合には限り、「旅行参加中」とはいたしません。

■旅行日程  
旅行日程に記した変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。) 他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任  
お客様の故意又は過失により当社が損害を受けたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交通  
お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■専断等の申し出について  
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情を速くお知らせください。)

■個人情報の取扱いについて  
(1)近畿日本ツーリスト(以下「当社」)およびご旅行をお申し込んだ受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や送達・宿泊機関等の手配のために取り扱わせていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2)当社、当社のグループ企業である株式会社KNTツーリスト、販売店および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関するお客様の皆さまに提供させていただきます。ご契約については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■事業型企画旅行契約について  
(1)近畿日本ツーリスト(以下「当社」)は、旅行業約款(事業型企画旅行契約の部)により、当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2)この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。